

九州若者サポートネットワーク
九州若者おうえん基金

2024 年度 第 1 回

「九州子ども・若者おうえん助成」 応募要項



1. 目的

本公募の目的は、社会的養護の下に暮らす（暮らした）方をはじめ、社会生活が困難な状況に置かれている若者が、社会的孤立や経済的困窮に陥ることなく自分らしく生きるための活動に従事する伴走者を支援します。

2. 実施団体

九州若者サポートネットワーク
(特定非営利活動法人おおいた子ども支援ネット・社会福祉法人グリーンコープ)

3. 助成対象団体

社会的養護の下に暮らす（暮らした）方をはじめ、社会生活が困難な状況に置かれているこども・若者への支援を、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県内で行う九州内に拠点をもつ伴走者および団体。

※社会福祉の推進を目的とする非営利の団体（法人格の有無は不問）

※伴走者には里親も含まれます。

※福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県に居住する当事者への支援を優先することがあります。

※以下のいずれにも該当しない団体であることを誓約いただきます。

- ・ 個人的な活動や趣味的なサークルなどの団体
- ・ 政治活動や宗教活動を主たる目的とする団体
- ・ 反社会的勢力と関係のある団体

4. 助成プログラム

今回の助成として、以下の2つのおうえん枠を実施いたします。

①若者おうえん枠（上限 20 万円）

若者の自立や暮らしの保障などに係る費用に関する助成。

- (例)
- ・ 転居やアパート入居に関する契約や短期間の家賃
 - ・ 資格取得や就学のための諸経費（学費等含む）
 - ・ 就労のためのスーツや作業服などの購入
 - ・ 緊急的な食料品等の支給、生活物品の購入
 - ・ 他の都道府県から九州に戻る際の交通費および宿泊費 など

②活動おうえん枠（上限 100 万円）

若者の自立や、孤独・孤立を防ぐための活動に係る費用に関する助成。

- (例)
- ・ 就労支援に関する活動に関する費用
 - ・ 居場所づくりや居場所での活動に関する費用

- ・若者自身のピアサポート活動に関する費用
- ・シェアハウスの運営等、居住支援に関する費用 など

※助成対象活動（事業）の必須要素

上記2つのプログラムについて、以下の点を満たす活動（事業）を対象とします。

- ①：公的制度やサービスでは対応できない福祉課題の解決を目的とするもの
- ②：社会や当事者のニーズに立ち、社会的な認知や理解を促していくもの
- ③：単年度の助成であるため、定められた期間に終了すること

※助成金対象経費

- ・若者おうえん枠については、活動に関わる人件費を対象としません。
- ・活動おうえん枠について、人件費を支出する場合は雇用契約があることを原則といたします。また、人件費や謝金を支出する場合は、算出の根拠として、人件費・謝金の算定基準を記載した団体規程の写し等を完了報告時に提出していただきます。
- ・ボランティアに係る支出は実費弁償のみ（交通費・食事代など）とし、ボランティアの人件費・謝金は対象外とします。
- ・申請書類（様式3：収支予算書）に記入する勘定科目については、応募団体が通常利用する科目を使用させていただいて構いません（ご相談にも応じます）。

※助成対象外となるもの

- ・本応募要項の趣旨にあわないもの
 - ・経費の妥当性が応募趣旨にあわないもの
 - ・選考の際、以下の項目にあたると判断されるもの
 - 行政等の公的財源が見込まれるもの
 - 当該経費の必要性が認められないもの
 - 費用の積算内訳が読み取れないもの
- （その他、応募・申請にあたってのご相談が必要な場合は遠慮なくご連絡ください）

5. 助成期間（活動・事業実施期間）

2024（令和6）年4月1日～2025（令和7）年3月31日

6. 選考基準および助成の決定

- ・本ネットワークが設置する選考委員会により、申請内容を審査し、助成の決定を行います。なお、1次審査は書類選考、2次審査はオンラインでのヒアリングとなります。
- ・選考の結果、申請金額からの減額をご相談する場合があります。その際は、支出計画の修正が必要となることがあります。
- ・他の助成活動への申請や併用がある場合には、申請書への記入をお願いいたします。
- ・助成金の使用については、助成決定→契約後（契約日以降の領収書有効）から開始できます。

【選考基準】

①必要性

他の制度では対応することが難しく、看過できない困難さがあるか

②信頼性

申請事業を実行できる団体・伴走者であるか、多様な組織と協働・連携しているか

③妥当性

支援対象者に対する伴走内容・支援計画・資金計画に妥当性があるか、本助成事業の目的や対象に対する妥当性があるか

④伴走性（寄り添い）

当事者に時間をかけて寄り添いながら信頼関係を築いていく姿勢があるか、当事者の意志を尊重しながら自己実現の方法を一緒に探索していく姿勢があるか

7. 募集期間

2024（令和6）年1月9日（火）～2024（令和6）年1月19日（金）まで

①必要な書類を準備し、メール添付にて申請 1月19日（金）17:00 まで

②必要な書類を準備し、郵送による申請 1月19日（金）消印有効

*締め切りを過ぎた申請については受付できません。

8. 申請方法

・九州若者サポートネットワークホームページ (<https://9sapo.com>)

「助成金エントリーフォーム」よりご応募ください。

応募を確認したのち、申請に必要な書類を個別に配布いたします。

（申請に際してのご相談もできるかぎり対応いたします）

【申請に必要な資料】（各様式については応募後配布いたします）

・（様式1）申請書

・（様式2）事業計画書

・（様式3）収支予算書

・（様式4）支援事例報告書

・前年度の事業報告書および決算報告書またはそれに準ずる資料（書式任意）

・伴走者や団体等の活動内容等がわかるチラシやリーフレット（任意）

9. 結果通知

・助成の可否および助成金額については、本ネットワークが設置する選考委員会による審査のうえ決定します。

・結果につきましては、当ネットワークホームページでの公表のうえ、郵送にてお知らせいたします。（2024年3月上旬頃）

10. お問い合わせ先（応募書類郵送先）

〒870-0043 大分県大分市中島東1-3-5 シャガール中島2F

特定非営利活動法人おおいた子ども支援ネット事務局内

九州若者サポートネットワーク事務局（担当：矢野、広津）

【 メールアドレス 】

info [a] 9sapo.com ※左記アドレスの [a]を@に変えて送信してください。

【 電話番号 】

080-9253-9004（2023年12月29日～2024年1月3日は休業）

11. 誓約内容、留意事項について

○誓約内容

第1回九州子ども・若者おうえん助成活動を行うものは、次のことを誓約しなければならない。

1. 助成応募要項に定めるところに従うほか、善良なる管理者の注意をもって、この助成活動を遂行すること。
2. 第1回九州子ども・若者おうえん助成交付決定通知に係る交付決定の内容及び、これに付された条件に従い助成対象活動を実施すること。
3. 第1回九州子ども・若者おうえん助成申請書および添付書類に、虚偽がないこと。
4. 申請した際の助成対象活動（支援計画・資金計画）に対し、変更の可能性が生じた場合、速やかに9sapo事務局に報告すること。
5. 申請者、団体名、住所等の連絡先、連絡担当者、申請活動等に変更が生じた場合には、直ちに9sapo事務局まで届け出ること。
6. 助成対象活動実施期間終了後に提出する「助成活動完了報告書」に基づき、交付された助成金が過大であった場合には過大金額を返還すること。
7. 9sapo事務局からの事業に関する視察・監査・報告依頼（オンラインも含む）に協力すること。
8. 9sapo事務局が実施する助成対象活動への調査・研究活動については可能な限り協力すること。
9. 9sapo事務局が実施する寄付者に対する報告会等については可能な限り協力すること。
10. その他、第1回九州子ども・若者おうえん助成対象活動の実施に関し、9sapo事務局からの指示などについてはこれに従うこと。
11. 第1回九州子ども・若者おうえん助成対象活動に関する経理は、他の経理と区分し、所要の帳簿を備え整理し、事業終了後3年間は保管すること。
12. 事業終了後、1か月以内に活動報告書（報告フォームを含む）を提出すること。ただし、2025年3月31日までに事業が終了しない場合は、9sapo事務局にその旨を申し出ること。

○留意事項

- ※この助成金から支出される経費は、原則、証憑（領収書・振込明細書・支払明細書・レシート等）が必要となります。
- ※助成金の振込先口座名義については、原則団体名のある口座とします。個人の伴走者については、別途相談をいたします。
- ※申請書類の作成等選考に要する費用、および本助成金事業の採択までに要する全ての費用については、各申請団体の負担となります。
- ※審査の結果、助成金が採択されなかったことによる一切の損害については、当会が責任を負うものではありません。
- ※採択団体の決定後、採択団体の名称、助成事業の概要、助成金額を Web サイト等で広く一般に公表するものとします。但し、公表にあたっては、採択団体や支援対象者の正当な権利又は利益を損なわないように配慮します。